

令和5年度 玉野市 IT産業等立地奨励金

事業目的：市内での立地を行うIT産業に対して奨励金を交付することで、
雇用機会の拡大と経済の活性化を図る

玉野市役所 商工観光課

TEL: 0863-33-5005

FAX: 0863-33-5001

mail: syoukoukankou@city.tamano.lg.jp

〈対象事業〉

- 市内でIT産業等の事業所を新設する事業で、常用雇用者が3人以上であること
※新設…市内に事業所を有しない者が、市内に新たに事業所を賃借、または建設等することにより設置すること
※常用雇用者…健康保険法・厚生年金法・雇用保険法の被保険者になっているもの

〈図1〉対象業種〈日本標準産業分類に基づく業種〉		
G 情報通信業	に該当するもの	
L 学術研究、専門・技術サービス業	72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	726 デザイン業に該当するもの ※デジタル技術を用いて製品の製造または、サービスの提供を行うもの

〈対象者〉

- 市税を滞納していない
- 暴力団員等ではない(玉野市暴力団排除条例第2条)
- 対象業種であること(図1)
- 市外に主たる事業所を有する法人で、市内に新たに事業所を開設すること
- 直近3年間以上継続して事業を行っていること
- 認定を受けた日から3月を経過するまでに支店登記すること

〈奨励金額〉

	事業所整備費	事業所開設日から1年間の 賃借料	事業所開設日から1年間の 通信料
対象経費	・施設整備費(建設費、改装工事費) ・事務機器購入費(消費税等除) ※リースは対象外	賃借料(消費税等除) ※敷金、礼金、共益費、 仲介手数料は対象外	回線使用料(消費税等除) ※その他の電話またはインターネット を利用するための経費
補助率 限度額	1/2 上限100万円	1/2 上限120万円	1/2 上限30万円

事業開始前(認定申請書を提出)	事業実施～完了後(交付申請書等の提出)	奨励金の支払い
<input type="checkbox"/> 認定申請書 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 事業所の施設概要 <input type="checkbox"/> 事業所整備に要する投資設備額が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 賃借料が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 通信料等が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 雇用者の雇入れに関する計画書 <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 申請日前3年分の営業報告書 <input type="checkbox"/> 暴力団排除条例に係る誓約書 <input type="checkbox"/> 市税完納証明書 ※事業実施の前日までに申請してください	<input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 事業所の施設概要 <input type="checkbox"/> 事業所整備の一覧表及びその額が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 賃貸契約書の写し <input type="checkbox"/> 通信料等が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 常用雇用者一覧表 <input type="checkbox"/> 常用雇用者が玉野市内に住所を有することを証明する書類 <input type="checkbox"/> 常用雇用者が健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入していることを証明する書類 <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 申請日前3年分の営業報告書 <input type="checkbox"/> 暴力団排除条例に係る誓約書 <input type="checkbox"/> 市税完納証明書 ※認定申請から変更がないものは省略可。 ※認定事業の開始1年以内に提出してください	<input type="checkbox"/> 奨励金請求書  指定口座へ振込

〈注意事項〉

- 奨励金の対象になるかどうかについては、必ず申請前にお問い合わせください
- 事業が複数年度にわたる場合は別途ご相談ください
- 当該施設について、現地確認をする場合があります
- 奨励事業者の氏名または名称、事業内容等についての公表を行う場合があります
- 認定を受けた日から3月以内に登記しなかった、または登記日から起算して3年以内に事業所を廃止した場合は、交付した奨励金の金額または一部返還を求める場合があります
- 交付申請書は令和6年2月28日(水)までに提出してください
(予算額に達した時点で締切)